

本の立場から、公正な取引を本当に推進するつもりだつたら、強制加入にしなければならないのじやないかと思ひますけれども、如何でござりますか。

○政府委員(松尾泰一郎君) お尋ねの点は、アウトサイダーに対する取締りの問題かと思ひますが、まあ戦前と、それから今度の法律と比較して見まして、一番大きな差は、その強制加入なり、或いはアウトサイダーに対する取締り規定が不備である点にあるかと思うのであります。いろいろ公正取引委員会、その他いろいろ相談の結果、現在の法体系下におきまして輸出組合という、こういう団体の性格としまして、やはり加入の自由、脱退の自由という建前をとるが、海外に対する印象からしてもよろしくはないかということで、第九條におきましても、そういう書き振りをいたしておられます。関係上、強制加入ということになりますと、加入或いは脱退といふことについて著しく制限を設けたといふことに相成りますので、その点は現在の通念上、そこまで行くのはちょっと無理ではなかろうかといふに考えまして、強制加入の規定は置かなかつたわけであります。それから又、強制加入でなくとも、アウトサイダーを組合が取締り得るよう法的根拠の規定が、まあ望ましいのではないかといふうな御議論もあるわけであります。が、この点も同様な考え方からいたしまして、組合というものに非常に民主的な加入の自由、脱退の自由もあるとともに現在のところ少し行き過ぎではなが

いわ、議論もないわと、いうふうなことで、非常に国内の経済が急変をした。ああいうようなことが又ないとは言えないのですが、それでも、輸出組合がそういう場合の国民生活を或る程度保障するための量なり、送り出す量なり、或いは又は国内で保有するものについて何か国民生活を護るために若しあ意というものがこの法案の中に若しあるならば、どこにあるか、ないなら我はどこを見つめて行つたらいいかと、いうことを伺いたい。併せて伺いたいことは、この法案によりまして、輸出業者が買叩かれないように保護されることは非常に必要だと思います。併せて、そのために国内の物価が犠牲にならないかということが一番消費者の不安でありますのでございます。併せてこの問題について消費者の不安を除くために明らかにして頂きたい。

法をとつておられるわけでござります。これらは輸出組合ができなくとも或いは輸出組合ができた場合におきましても、アウトサイダーは同様にこの規定の制約を受けるわけでありますので、できるだけこの二條、三條、四條の運用を円滑にしますために、今言いまして、海外にいろいろ問題を起すような取引といいますか、たような悪意ある取引といいますか、はこれでかなり防止できるのではないかと考えます。但しこれは根本は輸出貿易業者或いは輸出業者をやつている製造業者の良識に待つことが多いのであります。つまりして、こういう條文でこういう場合はいけないとしましても、なかへんその裏も出て参るかと思うのであります。なかへんどうしてもこれで全部がうまく行くかと言えば、必ずしもそうならんかと思ひます。なかへんして、根本的には業界自身の良識に待つほかいたし方ないと想ひますが、法律條項といいたしましては、そういうふうな不公正な輸出取引を一々列記したましまして、御注意を願うというふうな建設前にいたしておりますので、今後はかなり今海外において若干起つているような非難の解消に役立つのではないかと思うわけでございます。

ありましたように、非常に買叩かれを
するとか、或いは安売りをする結果と
たしまして、取引ができるなくなるとか
あるいは余り空室をするために、関係業
の利害と衝突をしまして、輸入制限
とか、関税引上を誘発するような、
わざ止むを得ない場合において、自同
防衛的にそういう場合にのみこうして
業者の協定なり、輸出組合の統制なり
が発動をするわけでありまして、無理
にそういうことをやるわけでもござ
ませんので、一般の国民生活に対する
影響といふものは、我々としては余り
ないのではないか。経済といふものは、
関連がありますので、若干の関係も、
響もあるかと思いますが、まあこの輸
出部面のこういう調整がすぐそれは國
民生活に非常な影響を及ぼすという
ことは先ずないと見たほうがいいのでは
なかろうかというふうに考えておりま
す。従いまして物価の面につきまして
も、輸出業者なり或いは輸出組合なり
がこういう価格の調整をいたしました
場合に、それが国内の物価を非常に引
上げるようなる恰好になるかというとそ
れはそうでないので、国内の物価がどう
つかかというと非常に下り過ぎてし
る。下つた結果といたしまして海外に
非常ないろいろ関係産業に影響を与
えるし、あとからあとからと値が下つ
て、向うの輸入業者が困つて、却つて
日本の物を買わないということを一
線で以て防止しようというふうな事
情でござりますので、国内の価格を釣
上げるために輸出業者が協定をすると
か、輸出組合が統制をするとかいうこと
とは、これは法の違反でもありますよ
うし、そういうことは勿論許されるべ
きではありませんので、繰返し申上

昭和二十七年九月二日印刷

昭和二十七年九月三日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局